

改正独禁法の施行に関する留意事項

一・担当役員からの質問

公平が昼休みから帰ってくると、法務担当の役員に呼び止められた。先日新聞記事で、この四月一日から、改正独禁法（平成二五年五月に成立）が施行されたという記事が出ていたが、我が社で何か注意しておく事はあるのか、という質問であった。その役員は、以前勤務していた会社で公正取引委員会から排除措置命令を受けた経験があったことから、今回の改正に関心を持ったとのことであった。

二・独禁法の基本構造

役員 そもそも独禁法はなぜ私企業の経済活動を規制するのだろうか。
公平 はい、独禁法の正式な法令名は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」といって、「公正かつ自由な競争の促進」によって自由経済秩序を維持することが目的とされています（一条）。そして、この目的を達成するための規制としては、独占及び集中の規制、共同行為の規制、不公正な取引方法の規制という三つの類型があります。
役員 公正取引委員会の役割はどう

かな。

公平 はい、公正取引委員会（公取委）は、独禁法違反に対する規制の大部分を担い（二七条の二）、刑事罰を課す場合も公取委が告発しなければ公訴を提起できない専属告発制度がとられているなど（九六条）、公取委が大きな役割を担っています。これを公正取引委員会中心主義といいます。なお、公取委は、内閣府の外局にあたりますが、職権行使の独立性が保障されています（二八条）。

役員 公取委は、具体的には、どんな活動を行うのかな。
公平 規制の実現手段としては、行政措置の他、刑事罰や民事救済がありますが、行政措置が中心的な位置を占めています。公取

委は、この行政措置として、独禁法に違反する競争制限的な行為や状態を排除するために排除措置命令（七条、八条の二、一七条の二、二〇条）を、また、違反事業者に対して売上額の一定割合を国庫に納付させる課徴金納付命令（七条の二、八条の三）を出す事ができます。

三・改正独禁法の概要

役員 今回の改正は、行政措置に関するものとの事だが、どこが改正されたのかな。
公平 はい、この排除措置命令や課徴金納付命令に関して、従来は、①公取委が独禁法違反の疑いあると認めるときに調査を行う審査手続、②命令の名宛て人に対する通知、意見申述、証拠提出の機会付与などを行う処分前手続、③排除措置命令・課徴金納付命令、④命令に不服がある者からの請求により開始される審判手続の四段階があり、事後の不服審査手続までが公取委の管轄とされていました。

これに対しては、命令を出すのと同じ公取委が不服審査まで担当するのは、公正さに疑義が生じるのではないかとという批判があったので、審判制度は廃止され、不服審査は裁判所で行うことにしたのが、今回の改正になります。

これに伴い、公取委が認定した事実を実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束するとされる実質証拠法則（改正前八〇条）や審判手続で提出しなかつた新証拠に関する裁判での提出制限（改正前八一条）が廃止され、また、裁判所における専門ては、より早めに対応した対応を始める必要性があるといえるでしょう。
役員 裁判に関しては留意する事はあるのかな。

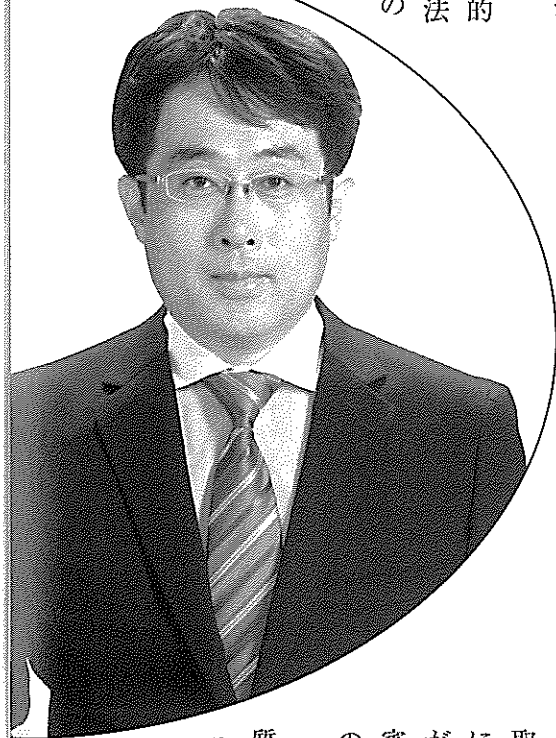
公平 はい、改正前は、④審判手続が不服申立手続として用意されており、審判に対して不服がある場合は、東京高等裁判所に対し、公取委を被告とする抗告訴訟（行政訴訟の一種）としての審決取消訴訟を提起できるとされていました。そして、先ほど述べた通り、実質証拠法則や新証拠の提出制限があったため、公取委に事実認定の専権を与える制度だったという事が出来ます。これに対して、改正後は、東京地方裁判所が第一審として、公取委の事実認定に拘束される事なく、証拠に基づく事実認定が行われることとなります。したがって、改正前は公取委が有していた事実審的な機能が東京地裁に移行したと見る事が出来、前記の処分前手続の充実と併せてみれば、より慎重な手続保障が整備されたと言えるのではないのでしょうか。

五・まとめ

今回は、この四月一日から施行された改正独禁法を取り上げました。なかなか、裁判まで行くケースはまれであり、大半は公取委での排除措置命令や課徴金納付命令が出されるものと思われれます。したがって、法務担当者においては、改正にかかる条文を一読しておくなど、概要をつかんでおく事が有益ではないでしょうか。 以上

〈第7回〉 法務部員 公平太郎の 法務相談室

東京佐藤法律事務所 弁護士 佐藤 篤志
1999年慶應義塾大学法学部卒業。2004年弁護士登録。国内自動車メーカー、法律事務所、信託銀行などを経て、2010年東京佐藤法律事務所開設。専門は金融法務を中心とした企業法務の他、契約締結交渉や契約書の作成、コンプライアンス、株主総会、労働問題などの一般会社法務に加え、行政規制、事業承継、M&A、倒産、税務問題など企業経営に伴う法律問題全般。



性を確保するため、第一審の管轄は東京地方裁判所の専属とするものとされました。
役員 改正点としては、他に何かあるのかな。

公平 はい、少し専門的になりますが、改正前は違反事実の認定に関する公取委の最終判断は、④の審判手続における審決において示されていたのですが、これがなくなった訳ですから、改正後は排除措置命令で示される事になります。そこで、改正法においては、②の処分前手続をより充実させるための改正が行われました。

具体的には、公取委の指定職員が主催する意見聴取手続が創設され、公取委からの事前通知に対して、当事者からの意見聴取を行うものとされました。意見聴取に際しては、一定の範囲で証拠の閲覧や謄写も認められることになり（五二条）、必要があれば続行期日（二回目の期日）を指定する事も出来る事とされましたので、これまでよりもより慎重な処分前手続を行う事が想定された制度ということが出来ます。

四・実務上の留意点

役員 そうすると、実務上留意すべき点は、何があるのかな。
公平 以上の改正について、実務的には、これまで④の審判手続で事後的に争っていた事実認定に関しては、事前の意見聴取手続において十分な意見陳述、証拠提出の活動を行う必要が出てくるのではないかと考えられます。

役員 これまでとの違いはどんな点なのかな。
公平 はい、改正前の処分前手続では、審査官が排除措置命令の内容、認定事実、認定を起訴づけるために必要な証拠等につき説明するだけだったのですが、改正により、範囲に制限があるとは言え証拠の閲覧や謄写が認められた点が大きな違いになると思われます。
役員 なるほど。
公平 また、通知から意見聴取までは概ね二週間から一ヶ月程度の期間において期日が指定されることとなりますが、それでは証拠の閲覧謄写を行って、意見陳述の準備を行うにはかなりスケジュールがタイトになることが予想されます。
したがって、実務的には、①の公取委の審査手続が始まり、調査が行われていると分かった段階から、積極的に審査官と情報交換を行い、通知後の手続対応の準備を始める必要があると思われれます。これは、改正前でも同様の事が言えましたが、処分前手続の比重が高まった改正後の手続にお